

# 第 1 部 序 説

## 第 1 章 環境問題の新しい展開

我が国は、これまで資源の問題をかえりみず、生産の拡大と物的生活の向上を追い求めてきた結果、いま全国各地で公害が発生し、自然環境が破壊され、国民の健康阻害、生活環境の悪化という事態を引き起すに至っている。

限りある資源は石油のみでなく、きれいな空気も澄んだ水も豊かな自然も貴重な天与の資源である。

人類が共有するこの有限な資源をいかに有効に、しかもいかに破壊せずに利用するか、これが今日の課題であり、資源多消費型の産業構造や生活様式の転換を図ることが、環境と資源の保全につながるものであろうと考える。

昭和 48 年 10 月以降、OPEC の決定した石油削減措置は、世界の石油消費国に大きな不安を与え、国際的に重大な問題となった。

我が国は石油の 99.9% を海外に依存しながら、鉱工業、電力、運輸、家庭等の熱源、動力源はもとより、石油化学工業等の原料用としても多方面に使用され、これによる製品は衣食住の各分野において利用されている。

これら石油関連の消費材や、石油を使用する自動車等の耐久消費材の増大は、国民の日常生活における利便、生活水準の向上をもよらしたが、他面では石油資源の大量消費に伴い、環境保全上に悪影響を与える結果ともなった。

その主な影響の第一は、大気汚染の増大をもたらしたことである。石油利用の増加に伴い、ばいじんによる汚染は改善されてきたものの、これに代わって、いわゆる酸化物や一酸化炭素による汚染、最近では窒素酸化物、炭化水素、オキシダント等の新しい大気汚染を発生させている。

第二は、水質汚濁の面で環境汚染の原因の一つとなっていることである。海上輸送の大量化とともに海洋汚染が増大し油による汚染は国際的にも重大視されている。

第三に廃棄物の問題でも石油製品を原料とするプラスチック等について、その使用上の利点が同時に廃棄物処理上の隘路となり環境汚染を増大させる結果となっている。

今回の石油危機を通じて石油供給源を全面的に海外に依存する我が国は、あらゆる努力を払ってエネルギー使用の効率化を図っていかなければならないが同時に、エネルギーの大量消費は今日まで我が国の環境汚染の大きな原因をなしてきた。

このような観点から、今後我が国の目指す方向は、無公害、省エネルギーの経済構造の達成であり、限りあるエネルギーの有効利用を基盤として経済社会を成立させていかなければならないが、これがためには、開発事業が実施される際には、事前に環境に及ぼす影響について、環境の事前評価を徹底して行い環境影響評価を通じて環境保全上の保証が得られない限り、開発の実施はさけなければならないものとする。

さらに、廃棄物については、従来から環境汚染に関連して問題となっていたが近年特にその量の増大と質の多様化による処理の困難性が問題化している。

廃棄物の排出量が巨大化した原因として、基本的には近年の高度経済成長に伴う経済の拡大や、国民生活の向上による資源の消費量の増大があげられる。狭小な地域における廃棄物の集中的な排出は、有限な環境への負荷を集約的に高めてきたといえる。

一方、これが処理施設、埋立等のための適切な用地の不足、取得難は、都市の有する廃棄物処理能力を相対的に低下し、廃棄物問題を一層深刻にしてきた。

また家畜ふん尿は有用な有機質肥料であるため、主として土壌還元利用による処理がなされているが、一部適正な処理が行われていないため、水質汚濁、悪臭等の環境問題の発生もみられる。

これら廃棄物問題解決のためには、当面は市町村で処理されている処理場を補充しつつ早急に対策を講じて行かなければならないが、基本的には環境保全の観点から廃棄物をその発生段階から自然還元に至るまでの流れを、資源の有効利用に立脚しつついかに制御していくかという問題としてとらえなくてはならない。

県民一人一人が、それぞれの立場で環境の保全と豊かな環境づくりにあらたな意欲を傾注して行かなければならない時機である。

## 第2章 環境保全対策の現状と今後の対策

昭和42年8月、公害対策基本法が制定されて以来、逐次各種関係法令、行政機構の整備、規制の強化、汚染の防除のための対策がとられて来た結果、環境汚染について徐々にではあるが、その効果をあげつつあるか、本県は他の工業都市や大都市に見られる大規模な公害による被害はないが、中小企業である工場からの排水による汚濁、あるいは本県の主要産業の一つである畜産業による汚濁、あるいは悪臭、また一般家庭から排出される雑排水等による汚濁など、公害問題はあとをたたない。

県民の公害に対する関心は、ここ数年急速に高まると共に、公害のない環境づくりへの積極的な認識も高まりつつあり、行政面においても公害の絶無を図るべく努力しているところである。

以下、環境保全の現状と今後の対策について概要を述べる。

### (イ) 大気汚染

全国レベルから見て低位にあり、相対的に清浄といえる。

大気汚染物質としては、固定発生源である工場、ビル等のボイラー、燃焼炉などから排出される物質、移動発生源である自動車排出ガス、あるいは両者から排出された物質が大気中で化学反応により二次的に生成する物質があげられる。

本県の固定発生源（ばい塵発生施設）は、他府県にくらべて規模も小さく、その数も少ない。また施設の増加率も低く、しかも特定地域に集中することもないことから急激な大気の悪化は考えられない。

しかし、自動車排出ガスについては、自動車保有台数の増加、県外自動車乗入れの増加がみられることから、今後、大気汚染の進行につながるおそれがある。

### (ロ) 公共用水域の水質

公共用水域の環境基準は、千代川、天神川、日野川の上流部は河川類型AA、下流部は河川類型A、湖山池、東郷池及び中海は湖沼類型Aとして、また美保湾、日本海沿岸海域は海域類型Aとして、それぞれ類型のあてはめを昭和47年度に終ったところである。しかし、これらの水域のうち全く問題の

ない水域は千代川と日本海沿岸海域のみであり、これに対して湖山池、東郷池及び中海の閉鎖水域では富栄養化により水質汚濁が進行している。また、天神川、日野川では下流部において汚濁が認められる。

水質汚濁防止対策としては上乘せ条例の制定（昭和48年10月規制 対象地域 米子市、境港市、日吉津村）、鳥取公共下水道事業（昭和28年度着手 処理対象人口100,700人） 米子市公共下水道事業（内浜処理場 昭和44年度着手 処理対象人口50,000人） 皆生処理場 昭和50年度着手 処理対象人口5,000人）、天神川流域下水道事業（昭和48年度着手 処理対象人口70290人）、東郷池底泥浚渫（昭和49～52年度 第一期計画 浚渫面積0.67km<sup>2</sup>）等を実施しているところであり これらの事業の早期完了により水質の汚濁の進行を早急にくいとめなければならぬ。

#### （イ） 騒 音

現在鳥取市と米子市の一部地域を工場騒音、建設作業騒音の規制地域として指定しているが、近く境港市、倉吉市についても指定することとしている。また、県条例によって全県下すべての事業活動に伴って発生する深夜の騒音の規制を行っている。

騒音苦情は、住居と工場、事業場の混在地域に多く発生し、その被害範囲は狭いが、個々の騒音発生源の対策のほか 企業の集団化、適正な都市計画等の対策が必要である。

しかし、不特定多数の発生源である自動車騒音は、運行台数の増加、車体の大型化、高速化などにより大きな影響を与えており、測定の結果、道路に面する地域で騒音の環境基準を上回る地点が多く 今後自動車排出ガス問題とともに総合的な対策の検討が必要である。

#### （ロ） 悪 臭

感覚的被害であるため苦情が多く、昭和48年度は県下の公害苦情のトップをしめ、その80%以上が本県の主要産業である畜産に起因するものである。

悪臭防止法の施行により、現在までに4市14町1村について悪臭規制地域に指定し悪臭物質の規制基準を設定した。これにより地域内の工場、事業場は規制基準の遵守を義務づけられ、違反に対しては改善勧告、改善命令の措置がとられることとなっている。

しかし、悪臭公害の原因は多種多様であり その発生源が小規模な事業場の

場合が多く、また、悪臭物質の測定、悪臭被害度の判断の困難性から適確な悪臭防止技術が確立されていない。

これらのことから、悪臭防止対策の実効を期するため防止設備の設置、改善について資金のあっせん、技術的な助言等を行うとともに、関係機関と協議して悪臭発生事業場の移転、集団化を図るなどの総合的な対策を講じることが必要である。

(4) そ の 他

① 休廃止鉱山の鉱害：岩美鉱山、百谷鉱山は坑水中に含まれた重金属によって河川、土壌の汚染が認められたが、幸いカトウムによる健康被害は認められなかった。岩美鉱山については国の補助を受けて県が坑水の処理施設を設置、百谷鉱山については、農業用水路の新設、流域水田の客土を事業者に行わせたところである。

② 水銀等重金属による環境汚染、食品汚染は、全国的に社会問題化し国においては、環境庁を中心とする水銀等汚染対策推進会議を設置し、魚介類の安全基準の設定、水銀の排出規制、環境調査その他の対策がとられてきた。

県では、県内の主要河川、港湾の水質、底質調査、土壌と農作物調査及び魚介類調査を実施したが、分析結果は、総水銀等の濃度は低く、人為的な濃厚汚染が認められる地域はなく、また、健康被害が懸念される魚介類の総水銀もすべて暫定的規制値以下であった。